

千葉県立つくし特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

千葉県立つくし特別支援学校は、「いじめ防止対策推進法第13条」を受けて、いじめ防止のために実施すべき取組を以下に定める。

1 いじめ防止に向けての基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「本校児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているものをいう。」
「いじめ防止対策推進法第2条」

【いじめの禁止】

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

【学校及び教職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

【いじめ防止に向けての基本姿勢】

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもち、「いじめのない学校づくり」に努める。
- (2) すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるとの認識を、すべての教職員がもつとともに、児童生徒全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行う姿勢をすべての教職員で共有する。
- (3) 教育活動全体を通して、児童生徒や教職員すべてが、「自分も他人も大切な存在である」という気持ちや態度を育むようにする。
- (4) いじめを発見した場合は、いじめられている児童生徒の立場に立ち、学校全体で当該児童生徒を守る。
- (5) いじめを行っている児童生徒に対しては、毅然とした態度で、適切な対応と指導を行う。
- (6) 保護者並びに関係者との連携を図りながら、いじめ防止や早期発見にあたるとともに、いじめを発見した場合にも関係者等と連携してその解決にあたる。

2 いじめ防止対策のための基本的な取組

【いじめ防止対策のための組織】

- (1) いじめ防止対策のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 委員会の委員は以下の者とする。

(校内委員)	校長 教頭 教務主任 各学部主事 生徒指導主事 道徳教育推進教諭 養護教諭 特別支援教育コーディネーター
(校外委員)	P T A会長 学校医 松戸市基幹相談センター CoCo 相談員

- (3) 学期1回を定例会とし、いじめ発生時等必要な場合は、校長の指示により臨時に開催する。
- (4) 校外委員の招聘については校長の指示により決定する。

【いじめ防止のための具体的な取組】

- (1) 学校教育目標に「いじめのない学校」を掲げ、それに基づいて学校教育全体を通して具体的な指導を行う。
- (2) わかる授業づくりを通して、児童生徒一人一人が自信をもって参加・活躍する場面を設定し、自己有用感がもてるようにする。
- (3) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を育むために、教育活動全体を通して、また、道徳の時間や特別活動、ホームルームや学級活動の時間等に適切な指導を行う。
- (4) インターネットや携帯電話を通じて行われているいじめ防止のための生徒指導の時間を設け、保護者に対してはP T Aと協力して必要な啓発活動を行う。
- (5) すべての教職員が児童生徒との適切な関わりをもつ。
教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするという認識をもつ。
- (6) 教職員研修の実施
いじめ・体罰・人権・セクハラを含めた、不祥事防止と一体化した研修を計画し実施する。

【いじめの早期発見のための具体的な取組】

- (1) いじめ調査の実施
 - ①児童生徒対象いじめアンケート調査 年2回(7月1月)
 - ②保護者対象いじめアンケート調査 年1回(1月)
 - ③①及び②については、生徒指導係が計画・実施・報告する

- (2) 日常的な児童生徒の行動等観察を徹底する。
- (3) 日常的な家庭との連携を行う。
連絡帳等を通して、こまめに児童生徒についての情報交換を行う。
- (4) 欠席状況（長欠児童生徒）等を把握する。
- (5) 「いじめ相談窓口」の設置
 - ①学級担任・生徒指導主事の協力のもと、教頭が窓口となる。
 - ②全体保護者会や学校だよりで、「いじめ相談窓口」について、保護者に周知する。
- (6) 「相談ポスト（既存）」の活用（管理は校長）

【いじめ発生時の対応】

- (1) いじめ防止対策委員会の開催
 - ①教頭は、「いじめ相談窓口」で相談を受けた場合は校長に報告し、「いじめ防止対策委員会」の臨時の開催を要請する。
 - ②学級担任等は、児童生徒や保護者から、いじめについての情報を得た場合は、迅速に教頭に報告する。教頭は①の措置をとる。
 - ③校長は、教頭の要請を受け、また「相談ポスト」にいじめの相談案件があった場合は、「いじめ防止対策委員会」を臨時に開催する。
 - ④いじめ防止対策委員会への報告内容は以下の事項とし、教頭が中心となって、時系列に沿って詳細な事実確認を行う。
 - ・状況や訴えの概要
 - ・日々の目撃情報等の集約
児童生徒の気になる変化・遊びや悪ふざけの目撃情報等
 - ・連絡帳等、保護者からの情報
 - ・保健室での様子
 - ・インターネット・携帯電話でのやりとり
 - ・地域からの情報収集内容
- (2) いじめに対する対応の原則（いじめ防止対策委員会での検討事項）
 - ①事実関係の確認
 - ②被害児童生徒のケア
 - ③加害児童生徒の指導
 - ④周囲の児童生徒のケア
 - ⑤保護者への説明
 - ⑥再発防止対策の検討
 - ⑦生命、財産などの重大な被害の場合の対応の判断
- (3) 生命、財産などの重大な被害の場合とは以下のような状態をいう。
 - ①いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合。
 - ②いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間（具体的な期間については、いじめ防止対策委員会で判断する）学校を欠席するこ

とを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

(4) 生命、財産などの重大な被害の場合と認められた場合の対応の原則

- ① 重大事態が発生したことを千葉県教育委員会に速やかに報告する。
必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

千葉県教育委員会学校危機管理担当	043-223-4090
千葉県教育委員会特別支援教育課	043-223-4045
松戸東警察署	047-349-0110

- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を開催する。
③ 校長は、必ず校外委員を招聘する。
④ 教頭は、詳細な事実関係等の調査を実施する。
⑤ 調査結果について、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を、適切に提供する。
⑥ 調査結果及びその他の必要な情報を、千葉県教育委員会に報告する。

3 「学校いじめ防止基本方針」の公表・評価・点検について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は本校ホームページで公表する。
(2) 学校評価にいじめ防止等に関する項目を設ける。
(3) 「開かれた学校づくり委員会」でいじめについて状況を報告する。
(4) 「学校いじめ防止基本方針」は、毎年度評価し、その改訂については、いじめ防止対策委員会と職員会議を経て決定する。

附則

平成26年 4月 8日より施行

平成28年 1月13日 一部改正